

証票再交付申請書  
(後援団体用)

令和4年 5月 1日

五所川原市選挙管理委員会委員長

証票の再交付を受けたいので、五所川原市政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程第3条第1項の規定により下記のとおり申請します。

## 記

後援団体の名称	五所一後援会	
代表者の氏名	五所 花子	
主たる事務所の所在地	五所川原市 字岩木町1番2号 (電話番号 34-2111)	
公職の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 五所川原市議会議員 <input type="checkbox"/> 五所川原市長	
証票を受領する者	氏名	五所 一郎
	住所	五所川原市 字寺町一丁目2番3号 (電話番号 34-2111)

## 再交付を受けようとする証票

事務所の所在地	建物の名称	電話番号	証票枚数	証票番号	有効年月日	
紛失 汚損・破損	岩木町1番2号	五所花子宅	11-1111	1	31	令和7年3月31日
紛失 汚損・破損						
紛失 汚損・破損						
紛失 汚損・破損						
紛失 汚損・破損						

## 【申請者が後援団体の場合】

上記の後援団体の証票の再交付申請について同意します。

令和4年 5月 1日

候補者等の氏名 五所 一

- 注)1 紛失の場合は警察署長が発行する遺失物の届出があったことを証明する書類を、汚損又は破損の場合は証票を添付してください。
- 2 紛失の場合で紛失した証票を発見した時は、速やかに発見した証票を返納してください。
- 3 後援団体の代表者本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。